

平成 29 年度
データ関連人材育成プログラム
公募に係る Q & A

平成 29 年 5 月 22 日
平成 29 年 6 月 9 日改訂

文部科学省
科学技術・学術政策局

【目次】

< 1. コンソーシアム関係> 3

< 2. 研修プログラム関係> (追加あり (平成 29 年 6 月 9 日)) 3

< 3. 補助事業期間関係> 4

< 4. 経費関係> (追加あり (平成 29 年 6 月 9 日)) 4

< 5. その他> 5

<1. コンソーシアム関係>

Q 特定の業種への人材輩出に目的を絞ったコンソーシアムとすることは可能か。

A コンソーシアムについては、公募要領2.(2)③(コンソーシアムの要件)に記載のとおり、高度データ関連人材の発掘・育成・活躍促進を目的としたものであることを要件としており、それが満たされていれば、特定の業種への人材輩出に絞ったもので構いません。

Q 公募要領2.(2)③(コンソーシアムの要件)において、「代表機関がコンソーシアムを運営するための事務体制や経済基盤を有していること」とされているが、どのような事務体制や経済基盤が必要になるのか。

A 本事業では、補助金が交付される期間はもとより、最大で8年間の事業期間において、取組を実施していただく必要があります。このため、審査においては、申請された構想(目標、内容等)の実現に向けて、各コンソーシアムの計画する事業期間を通じて、安定した取組の実施が見込めるかどうか、申請書の様式2に記載された事業実施体制、資金計画等に基づいて判断します。また、必要に応じて、申請期間(代表機関)に対して、財務諸表等の追加資料の提出を求めるともあります。

Q 公募要領2.(2)③(コンソーシアムの要件)において、「本事業に選定されなかった際のコンソーシアム形成の取扱いが明示されていること」とされているが、当該記述の趣旨は何か。また、選定されなかった場合にもコンソーシアムを形成しなければならないのか。

A 当該記述の趣旨は、代表機関となることを希望する機関より、参画機関や連携機関となることを希望する機関に対し、選定されなかった場合のコンソーシアム形成の取扱いを明示していただくことにあります。このため、選定されなかった場合にコンソーシアムを形成するかどうかは任意であり、そのことをもって審査等で不利益な取扱いをすることはありません。

Q 参画機関や連携機関となった機関が、事業の実施期間中にコンソーシアムを抜けてもよいのか。

A 参画機関や連携機関となった機関が、事業実施期間中にコンソーシアムから抜けることは問題ありません。ただし、当該場合にあっても、代表機関は、本事業に選定された構想(目標、内容等)の実現に支障がないようにするとともに、「科学技術人材育成費補助金交付要綱」第8条第1項に定める補助事業の変更が必要な場合は、あらかじめ変更承認申請書の提出等の手続が必要となります。

<2. 研修プログラム関係>

Q 研修プログラムの実施期間や年間の実施回数に制限はあるのか。

A 研修プログラムについては、公募要領2.(2)③(研修プログラムの要件)に記載の要件を満たすものであれば、実施期間や年間の実施回数に特段の制限はありません。

Q 博士課程学生や博士号取得者以外（修士課程学生や社会人等）の者を対象に研修プログラムを実施してもよいのか。

A 博士課程学生や博士号取得者以外の者を対象に加えて研修プログラムを実施しても構いません。ただし、公募要領2.（4）③（定量的要件）に記載のとおり、1年間を通じた合計の受講者のうち、博士課程学生又は博士号取得者若しくはその両方が5割以上を占めるようにしてください。

Q 公募要領2.（4）③（定量的要件）において、「博士課程学生又は博士号取得者若しくはその両方が5割以上を占めること」とされているが、社会人学生は、これに含めてもよいのか。

A 社会人学生であっても、博士課程学生であれば、5割以上の内数に計上することは可能です。

Q 公募要領2.（4）③（定量的要件）において、「博士課程学生又は博士号取得者若しくはその両方が5割以上を占めること」とされているが、博士課程（前期）学生は、これに含めてもよいのか。【追加（平成29年6月9日）】

A 博士課程（前期）学生は、5割以上の内数に計上することはできません。

Q 研修プログラムにオンラインのシステムを活用してもよいのか。

A 研修プログラムにオンラインのシステムを活用することは可能です。

Q 開発した研修プログラムを本事業以外に活用してもよいのか。

A 本事業に選定された構想（目標、内容等）の実現に必要な研修プログラムの開発・実施を行った上で、その成果を他の用途に活用することは可能です。

< 3. 補助事業期間関係 >

Q 補助金の交付期間の最終年度の翌年度目以降は、どのような取扱いになるのか。

A 本事業においては、各コンソーシアムによる自主的な取組としての定着を図ることを念頭におき、公募要領2.（1）③に記載のとおり、補助事業期間は補助金の交付期間より長期の期間としています。このため、補助金の交付期間終了後においても、少なくとも補助事業期間中は、自主経費により取組を継続実施していただく必要があります。また、補助事業期間中は、毎年度、本事業に係る取組の内容や成果等を記載した書類を提出していただく必要があります。

< 4. 経費関係 >

Q 公募要領6.（6）において、「相当の収益が認められた場合には、精査の上、交付し

た本補助金の額を上限として集積の全部又は一部を納付していただきます」とされているが、具体的な納付額はどのようなになるのか。

A 本事業による取組を通じて相当の収益を生じた場合には、「科学技術人材育成費補助金取扱要領」の「19. 収益報告書」の記載に基づき、当該年度の収益報告書を文部科学大臣宛てに提出していただいた上、以下の算式に従って算出された収益納付額が正の値であった場合には、交付した補助金の額を上限として収益の全部又は一部を納付していただきます。

【収益納付額： $(A - B) \times C / B$ 】

A：補助事業に係る収入（補助金交付額を除く）

B：補助事業に係る支出

C：補助金交付額

Q 研修プログラムの受講者から受講料を徴収してもよいのか。

A 研修プログラムの受講者から受講料を徴収することは可能です。ただし、受講料を徴収する場合であっても、当該研修プログラムの内容や目的等に応じた適正な金額になるように留意してください。

Q 事業の実施に当たり、連携機関等より事業の実施に必要な役務や施設・設備等の提供を無償で受けた場合、当該役務や施設・設備等の提供を受けるに当たり通常想定される対価に相当する額を、補助金額の算定の際、事業実施のための所要経費として計上してもよいのか。【追加（平成29年6月9日）】

A 事業実施のための所要経費には、代表機関と役務や施設・設備等の提供主体との間の契約等に基づき、実際に支払う金額を計上していただき、それを踏まえ、文部科学省において、補助金の交付額を決定します。このため、事業の実施に当たり、役務や施設・設備等の提供を無償で受けた場合、それが事業の実施に必要なものであっても、当該役務や施設・設備等の提供を受けるに当たり通常想定される対価に相当する額を、事業実施のための所要経費に計上することはできません。

<5. その他>

Q 本事業を通じて得た個人情報を他の目的に利用してもよいのか。

A 本事業を通じて得た研修プログラムの受講者等の個人情報の用途については、特段の制限を設けるものではありませんが、各機関において、関係法令に基づいて適切に取扱っていただく必要があります。

Q 「一次エントリーにおける申請内容」と「正式エントリーにおける申請内容」が異なってもよいのか。

A 一次エントリーの申請後、正式エントリーの申請までの間、コンソーシアムを構成する参画機関や連携機関、研修プログラムの内容等を変更することは可能です。最終的なコンソーシアムの選定に係る審査は、正式エントリーにおける申請内容に基づいて行いますので、より良い内容となるよう、必要に応じて、申請内容の修正等を行ってください。